

## はじめに

学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごせるようにすることです。そのためにも、安全性を最優先し、栄養教諭や養護教諭、食物アレルギーの児童生徒を受け持つ担任のみならず、校長等の管理職をはじめとした全ての教職員、調理場及び教育委員会の関係者、医療関係者、消防関係者等が相互に連携し、当事者としての意識と共通理解を持って組織的に対応することが不可欠です。

このたび、令和元年度に改訂された「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(公益財団法人日本学校保健会発刊)の内容を踏まえ、本県の対応基本方針を見直すこととしました。

この基本方針を参考に、引き続き、本県の児童生徒等の学校生活を安心・安全なものにするための取組の更なる充実を図っていただくようお願いします。

終わりに、本基本方針の改訂に際し、御協力いただきました関係機関の皆さまに心から敬意を表するとともに感謝を申し上げます。

令和3年2月

鳥取県教育委員会 教育長 山本 仁志

